## 季節による燃料の使用に関する措置

適用区域	燃料使用基準 (燃料の種類)	燃料使用基準 (使用燃料の 硫黄含有率)	適用期間	備考
福岡市中央区 (昭和47年11月 30日当時の区。従って、平和3丁目・ 5丁目、小笹1か ら3丁目、笹丘1 から3丁目を除 く。)	重油等の石油系燃料	1.0%以下。 ただし、排煙脱硫装置を設置 している場合 は脱硫効率に よる換算値。	12月1日から翌年3月31日	燃料を確保すること が著しく困難な場合 は、通常使用燃料の 使用量を制限する。 ⇒通常使用燃料の 使用で開業性の 使用燃料の使用燃料の使用燃料の使用燃料の使用燃料の使用燃料の使 通常使用燃料の使用燃料の施 通常使用燃料の硫 黄含有率[%])
福岡市博多区 (県道桧原比恵線、 市道東二整13号 線及び市道下臼井 堅粕線以北に限 る。)	重油等の石油系燃料	1.0%以下。 ただし、排煙脱硫装置を設置 している場合 は脱硫効率に よる換算値。	12月1日から翌年3月31日	燃料基準に適合する 燃料を確保すること が著しく困難な場合 は、通常使用燃料の 使用量を制限する。 ⇒通常使用燃料の 使用可能量[L/h]≦ 通常使用燃料の使 用量[L/h]×(1.0[%]÷ 通常使用燃料の硫 黄含有率[%])